

静岡県公安委員会規程第 1 号

猟銃安全指導委員制度の運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日

静岡県公安委員会委員長 稲 田 精 治

猟銃安全指導委員制度の運営に関する規程の一部を改正する規程

猟銃安全指導委員制度の運営に関する規程（平成22年静岡県公安委員会規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（解嘱） 第 6 条 （略） 2 （略） 3 猟銃安全指導委員を解嘱しようとするときは、所在不明の場合を除き、規則第 8 条の規定により当該猟銃安全指導委員に対し弁明の機会を与えるものとする。 <u>なお、弁明の機会の供与は、聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）に基づいて行うものとする。</u> 4 （略）	（解嘱） 第 6 条 （略） 2 （略） 3 猟銃安全指導委員を解嘱しようとするときは、所在不明の場合を除き、規則第 8 条の規定により当該猟銃安全指導委員に対し弁明の機会を与えるものとする。 4 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第 2 号を次のように改める。

解 嘱 状

(氏 名)
(発令事項) 銃砲刀剣類所持等取締法第 28 条の 2 第 7 項の規定 により猟銃安全指導委員を解嘱します
(発令年月日及び任命権者) 年 月 日 静岡県公安委員会 印
1 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、静岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。